

公 告

岡山県農業共済組合事業規程第 99 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年産（短縮方式）および令和 8 年産（短縮方式除く）に係る共済掛金率等について次のとおり公告する。

なお、危険段階別共済掛金率表については、事務所又はホームページでの閲覧とする。

令和 7 年 1 月 29 日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和



1. 果樹共済掛金率・加入者負担率

危険段階別掛金率表のとおり。

※加入者負担率については、組合員等に係る危険段階別掛金率の 1/2 とする。